

〈研究ノート〉

## 戦国期領主佐竹氏と「東方之衆」

市川 悠人

はじめに

戦国時代の佐竹氏に関する研究は、市村高男氏によって佐竹氏とその勢力下の領主たちの結合形態の分析が行われ、その擬制的血縁集団の性格の指摘がなされたことが一つの画期になったと言える。以来、市村氏の影響を受けた権力構造の分析や、権力の形成過程に関する分析など様々な研究がなされてきた。

しかし、それらの研究は佐竹氏の南奥進出に関しては集中的に見られるものの、常陸や下野など関東での佐竹氏の活動に関するものはあまり見られない。特に、佐竹氏と「東方之衆」と呼ばれる北関東の旧族領主たちの関係について触れられたものは、荒川善夫氏や佐々木倫朗氏らの研究を除けばごく僅かである。「東方之衆」が当該期の関東において少なからぬ影響力を持っており、佐竹氏がその中心的な立場にあったことを踏まえると、関東での佐竹氏の活動において「東方之衆」との関係は重要な位置を占めていたと考えられる。

以上のことから、本稿では市村氏の研究に依拠しながら関東での佐竹氏の活動を「東方之衆」との関わりから見えていくことで、「東方之衆」とは一体どのような集団だったのか、そして佐竹氏にどのような影響を及ぼしていたのかを明らかにしたい。

## 一、「東方之衆」の成立と初期の行動

戦国時代初期、北関東の旧族領主層が戦国期の地域権力へと転身し、その支配を確立していくためには、室町期以来の一族間の分裂・対立に決着を付けることが不可欠であった。佐竹氏の場合、一五世紀前半から

「佐竹(山人)の乱」と呼ばれる一族間の抗争が続いており、これを終結させることが戦国期の地域権力へと転身するための第一歩であった。

「佐竹(山人)の乱」とは、応永一四(一四〇七)年の佐竹宗家義盛の死によって起こった家督相続争いに端を発する、佐竹宗家と有力一族の佐竹山入氏との抗争である。この抗争は約一世紀に渡って続き、延徳二(一四九〇)年には佐竹宗家の義舜が山入義藤・氏義父子によって放逐され、佐竹氏の本拠である太田城を占拠されるといふ事態にまで発展している。太田城を追われた義舜は、有力一族で母の実家でもある大山城の大山氏を頼って孫根城に入り、太田城奪還の機会を窺った。延徳三(一四九一)年に山入義藤が死去すると、南奥の岩城氏から常陸の江戸・小野崎氏に義舜の太田城復帰の話が持ちかけられたが、結局は失敗に終わつたらしく、その後、義舜は金砂山城に拠って氏義と攻防戦を展開している。そして文亀三(一五〇三)年、岩城氏や江戸・小野崎氏らの支援のもと、義舜は氏義を滅ぼして太田城の奪還を実現させた。この「佐竹(山人)の乱」を終息に導いたことによって、義舜は佐竹氏嫡流としての地位を確立し、戦国佐竹氏の基礎を固めたのであった。

その後、義舜の嫡子義篤の時代には、義篤の実弟義元が有力一族の小場義実や高久義貞らと結んで反乱を起こしたが、義篤は天文四(一五三三)年に高久城に立て籠もった高久義貞を屈服させ、天文九(一五四〇)年には部垂城に籠城する義元や小場義実らを自殺に追い込み、この内紛を終結させた。これによって、佐竹嫡流当主の地位と権限はさらに安定したものとなり、他の佐竹一族に対する優位を確立することに成功したのである。以降、佐竹氏の家督争いや有力一族による反乱は一度も起こらなくなる。

以上のように、佐竹氏は義舜による山入一派の打倒と義篤による義元・義実一派の打倒という二つの内紛の克服によって他の有力な佐竹一族や国衆に対する主導権を確立し、戦国期の地域権力として外部へ向かって発展する基礎を固めたのであった。

しかし、一族間の内紛を終結させて主導権を確立したものの、依然として佐竹氏の勢力内には自立的な領主が数多く存在していた。そのような佐竹氏の状況を示すものとして、市村高男氏は次の史料を挙げてい

【史料一】

一 人返之事、江戸譜代之者、至名代土民百姓迄、可帰之由申付、不用候者、始当所、於義舜直々成敗之地、至于子々孫々、不可許容事、猶以致追放候者、於当方中、如何様之人躰候共、許容之方候者、成其咎、其地不可指置事

一 於洞中遠所之面々も、人返之事、岩城方申談、連々可加催促候、若堅於難洪之上者、其間之可為覚悟事

一 人返之段、義舜如此想定已後、江戸領分之者、引越許容儀候者加催促、不同心候者、可加退治事、

右、彼六ヶ条、江戸懇望之旨、自岩城任催促、令同心候上者、对他家弓矢之駆引等洞之諸沙汰以下、義舜無二可申合事簡要候、〔中略〕、仍起請文之状、如件

永正七庚午十二月二日

義舜(血判)

江戸但馬入道殿

同 彦五郎殿

【史料二】は「佐竹(山入)の乱」が終結した後の永正七(一五二〇)年二月に、佐竹義舜と江戸但馬入道(通雅)・彦五郎(通泰)父子の間で交わされた、人返しをめぐる協定を骨子とした起請文の内容である。市村氏は、この書状の中で義舜が「始当所、於義舜直々成敗之地」での人返し令の違反者には「不可許容」と直接に権力を発動し得たのに対し、「洞中遠所」や「江戸領分」では「連々可加催促」や「加催促、不同心候者、可加退治」というように「洞中遠所之面々」や江戸氏に支配権を委ねていることから、一族間の内紛を克服した後も、佐竹氏の勢力内には江戸氏をはじめとする多くの半独立的な領主が存在していたことを示唆している。そして、そのような領主たちを結集するために、佐竹氏は史料中に見られる「洞(うつろ)」と呼ばれる結合形態を形成して自立的な領主たちを勢力内に組み込んでいくと述べているが、この「洞」については後に詳しく取り上げる。

市村氏によれば、一族や家臣との内部抗争を克服して地域権力として

の基礎を確立し、自立的な領主たちを自己の「洞」の中に組み込んで統括するという形態は、それぞれの内部事情などによって若干の差異があるものの、戦国期の地域権力への転身に成功した東国の旧族領主たちの多くに見られるものであるという。このような大名たちは、内部に自立的な領主が多いためか、武田氏や北条氏などに比べると飛躍的な発展を遂げたものは少なく、大半は旧来の本領とその周辺地域を支配するに止まっていた。そのため、後の北条氏の進出に対して、これらの大名が単独で立ち向かうことは困難であった。そのような状況の中で自分たちの勢力を維持するため、彼らは「東方之衆」と呼ばれる一つの集団として行動するようになっていったと考えられる。

「東方之衆」に関係する用語は永禄期(一五五八〜一五七〇年)から見られるようになってくる。この時期の関東では、河越の戦いの勝利以来さらに進出を続ける北条氏康と、越後の上杉謙信の対立が展開されていたが、佐竹氏ら「東方之衆」は上杉方に与して北条氏に対抗していた。そのような状況から、この時期の「東方之衆」に関する記録は北条・上杉氏の動向に関係するものが多く見られる。

【史料二】

態申遣候、初夏以来度々如相届、来月中至于武・上可進発覚悟候処、信・甲之間、吉事之子細依有之、来八日彼口へ先可出馬ニ相定候、然者氏康可及後詰之間、東口諸味方中、至于上州打着、南方之動可被相押由及行候、吾分事、各以前ニ令出陣、北条丹後守ニ相談、可走廻事專一候、猶小野主計助口上ニ可有之候、謹言、

六月廿六日 輝虎(花押)

富岡主税助殿

【史料三】

東口味方中為可引付、当地佐野相移候、依之以代官音問、殊太刀一腰併青銅如員数到来、祝着候、尚吉江中務丞可申遣候、謹言

十一月廿四日

輝虎(花押)

富岡主税助殿

【史料四】

幸宮之儀、義重御間之事候間、所詮、於自今以後者、自佐野地東之事、

一円に彼両家渡進、何篇仕置等、可任入候、〔中略〕今度之越山、自沼田直佐野江可相稼候、緞当秋一功無之共、不伺時節令発向者、於何之地茂可付是非事、眼前候、況両家於御同心者、当秋中に東方可為存儘候、〔中略〕恐々謹言、

八月七日

輝虎

太田美濃守殿

【史料二】は永禄八（一五六五）年六月付で謙信が東上野の富岡重朝に遣わした書状で、「東口諸味方中」が北条氏康に対抗するために上野に着陣したことを報じており、翌永禄九（一五六六）年一月の【史料三】では謙信が「東口味方中」を引きつけるために下野の佐野まで移ったことなどを報じている。また、永禄一一（一五六八）年八月に謙信が佐竹氏の客将である常陸片野城主太田道誉（資正）に送った【史料四】では、佐野の地より東は一円佐竹・宇都宮両家に渡し任せること、及び佐竹・宇都宮両家が同心してくれば「東方」は自分の存分の儘になるであろうと告げている。これらの事例から、この時期の佐竹氏や宇都宮氏などの「東口諸味方中」＝「東方之衆」が謙信を支援する形で北条氏に対抗していたことや、謙信と連携した軍事行動を執っていたことなどがわかる。同様のことを示す事例として、佐々木倫朗氏は次の史料を挙げている。

【史料五】

御寺領小荃之郷、義昭御制札并旗本之奉行河田豊前守制札、相調進之候、他之違乱不可有□状、如件

二月七日

雅楽助成繁（花押）

東林寺

衣鉢閣下

【史料五】は永禄七（一五六四）年に上杉方に属する東上野の由良成繁が小荃郷（現茨城県つくば市）の東林寺に対して出した判物の内容である。この中で成繁は、佐竹氏の当主である義昭と、謙信の「旗本之奉行」である河田長親が制札を發給する旨を伝えているが、このことから佐々木氏は、上杉氏と佐竹氏が連携した軍事行動を執っていたことに加え、佐竹氏が一定の独立した立場でそれを行っていたことも示唆している。

すなわち、佐竹氏と上杉氏の二つの制札が同時に東林寺から求められ發給されていることから、制札の發給を要請した東林寺が、寺領である小荃郷の平穩維持のためには上杉・佐竹氏双方の制札が必要であるという認識を持っていたことを指摘し、上杉・佐竹両氏が同一の目的で連携しつつも、必ずしも上杉氏の指揮下に完全に軍勢が一体化されるような形では行動しておらず、従って佐竹氏は上杉氏に属しながらも軍事行動において一定の独立した立場を保持していたと述べている。初期の「東方之衆」内における佐竹氏のこのような立場は、越相同盟成立後の「東方之衆」の中で佐竹氏が中心的な役割を担っていくことに関係していると思われる。

二、「東方之衆」の変化と消滅

永禄一一年一二月、甲斐の武田信玄が三河の徳川家康と結んで今川氏の駿河へ攻め入ったことから、北条・武田・今川の三国同盟は事実上崩壊し、北条氏と武田氏は敵対することとなった。北条氏は武田氏に対抗するため、それまで敵対関係にあった上杉氏との和睦交渉を開始する。この北条氏の動きに対して、上杉謙信は当初和睦に応じない旨を「東方之衆」に伝えていたが、武田氏の関東進出によって上野国確保も困難になっていった謙信と北条氏の利害は一致するところであり、翌永禄一二（一五六九）年の閏五月には両者の間に「越相一和」が結ばれることとなる。この謙信の動きに対して「東方之衆」は反発を強めることとなる。

【史料六】

自多賀谷所申越分者、氏治向片野被動之処、美濃守打出、遂一戦得大利、殊小田乗取之由、心地好候、併義重、小田へ引出候間、始宇都宮・多賀谷、小田へ東方之衆悉打寄之間、東方之味方中、輝虎方へ手合候者、一人も無之候、〔中略〕謹言

十二月朔日

輝虎

大石右衛門尉殿

【史料六】は越相同盟が締結された同年の一二月に謙信が家臣の大石芳綱に与えた書状の冒頭部分である。この中で謙信は、佐竹勢が攻め寄

せた小田城に宇都宮氏や多賀谷氏などの「東方之衆」が皆向かってしまい、自分に味方する者が一人もいない有様だと不満を漏らしている。これは、「東方之衆」がそれまでの上杉氏との連携による軍事行動を止めて、独自の行動を執り始めたことを示している。そして、このような「東方之衆」の行動の背景には、北条氏と同盟を結んだ謙信に対する反発があったと考えられる。

このように、越相同盟の締結によって「東方之衆」の諸氏は上杉氏から離れ、独自の動きを展開するようになっていく。中でも佐竹氏は、【史料六】に見られるように「東方之衆」を牽引する存在へと変化を遂げつつあり、上杉氏から離れることによってかつて自らの勢力を拡大することに成功したのであった。

その後、越相同盟は元龜二（一五七二）年一月の北条氏康の死で北条・上杉間の関係が急速に悪化したことにより短期間で消滅することとなる。それに伴って上杉氏と「東方之衆」の反目も解消され、両者は再び誼を通じることになるのだが、それは越相同盟以前の関係と同質のものではなかった。以後、「東方之衆」は上杉氏に頼らない形で北条氏との抗争を続けていく。そして、佐竹氏はその中で大きな役割を果たしていくことになるのだが、そのことを如実に示すものとして荒川善夫氏は史料上での「東方」という用語の意味の変化を挙げている。【史料六】で見つたように、「東方之衆」は越相同盟成立から間もない永祿二二年一二月にはすでに佐竹氏の主導のもとでの軍事行動を行っていたと考えられるが、同時期から「東方」という言葉が前代と同様に北関東の諸将を意味するもの他に、佐竹氏単体を指すものとして使用されている事例が見られるようになってくるのである。

### 【史料七】

内々其地ニ被在付候哉、無心元処、脚力大慶候、仍従房州・東方返事之模様、懇比ニ被申越候、見分候、然者南・甲先以不相替由可然候、横瀬如何様ニ存云共、是者為差儀有間敷候、扱亦越・甲一和之儀、織田信長・朝倉義景ニ付而、信玄色々候、乍去不本候間、重而模様聞届、如何様ニ急度以使諸事可尋意見候、雖無申迄候、弥五郎ニ無油断意見尤候、若輩ニ而不澄儀候者、涯分可加意（見脱カ）万吉

重而謹言、

尚々申候、越・信如何にも無事ニ候、就中飛州・越前・濃州、追日入魂候間、可心安候、以上、

四月十六日 謙信（花押）

北条丹後守殿

【史料七】は元龜三（一五七二）年四月に謙信が家臣で上野厩橋城主の北条高広に遣わした書状である。この書状で謙信は、越相同盟の成立以来上杉氏と反目していた「房州」（安房の里見氏）と「東方」（佐竹氏）の両氏が懇意にしたいと言ってきたと述べている。荒川氏は、この書状の中で謙信が佐竹氏のことを「東方」と表現していることに着目し、このような語義の変化は「東方之衆」の中での佐竹氏の影響力が前代に比べて増したことを示していると述べている。

こうして佐竹氏は「東方之衆」の中での立場を強化する一方、他の諸氏と連携して北条氏の進出に対抗していった。

### 【史料八】

八日御札今廿三參着、遂披見畏入候、如蒙仰、今度氏政当表出張被申候、然ニ佐竹・那須・宇都宮を始、東表之面々が一統、隔絹河在陣候、頓速可被遂一戦処、搦切所陣取候之條、無料簡、至于今日一途之行無之儀、無念千萬候、乍去近日一調儀可有之候條、於玆儀者可令申達候、委細者可被頭直報候趣、可得貴意候、恐惶謹言、

遠山甲斐守

六月廿三日

政景（花押）

白河御館

貴報人々御中

【史料八】は天正六（一五七八）年六月に北条氏の家臣で武蔵江戸城將の遠山政景が、南奥羽の白河結城義親に送った書状の内容である。この中で政景は、佐竹・那須・宇都宮などの「東表之面々」が一統して絹河（現鬼怒川）を隔てて北条軍と対峙していると述べており、越相同盟の後の「東方之衆」が佐竹氏を盟主として結集し、軍事的な連合体を結成して北条氏に対抗していたことが確認できる。

この戦いは常陸小川台（小河の原）合戦と呼ばれ、佐竹・那須・宇都

宮を始めとする北関東の反北条勢力がほぼ結集して北条方と対峙したものであった。両軍は一ヵ月以上に渡って対陣を続けたが、七月に入ると連合軍は北条方の壬生氏攻撃に向かい、北条軍は何もしないまま帰陣したので、結局両軍が正面から激突することのないまま戦いは幕を閉じた。

その後も佐竹氏らは度々北条氏と対峙しているが、このような「東方之衆」の動きの背景には、同じく北条氏と敵対していた武田氏の存在があった。「東方之衆」が北条軍と小川台（小河の原）合戦で対峙していた頃、越後では上杉謙信の跡目を巡る御館の乱が勃発しており、越相同盟の条件で謙信の養子となっていた実弟の景虎を支援する北条氏政に対して、武田勝頼は謙信のもう一人の養子である景勝と同盟を結んで景虎・氏政に対抗していた。その後、景勝が景虎を滅ぼして御館の乱は終息するものの、北条・武田氏の対立は上野国の支配などを巡って継続されることになる。そのような状況の中で勝頼は佐竹氏らの動向に着目し、太田道誉・梶原政景父子の仲介で交渉を進めた結果、天正七（一五七九）年一〇月に佐竹氏との間に同盟を結ぶのである。

## 【史料九】

其以来者依無指題目、絶音耗意外候、近日者加・能・越之様子如何候哉、承度候、仍為始佐竹義重、東方之諸家、至足利表出張、当方手合之儀、類被相憑候之條、去月廿日不図出馬、則被越利根河、至于新田近陣、太田宿以下之根小屋悉擊碎、生城計被成、剩自城中執出候勇士百余人討捕之、然而、小泉・館林・新田領之民屋、不殘一字放火、其上向善之地押寄、則時ニ責破、為始城主河田備前守、楯籠凶徒千余人討果、彼表之仕置明隙候條、帰陣候処、氏政為後詰、武州本庄之台著陣候間、所願幸候之條、越還利根河、乘懸候之処、見届当手之旗、先敗北候之間、今般不討留條、無念至極候、然而、別三可申付備無之候條、令帰陣候、可御心安候、委曲從甲府可申候、恐々謹言

十月十二日

勝頼（花押）

上杉殿

【史料九】は天正八（一五八〇）年一〇月付で勝頼が上杉景勝に送った書状である。この中で勝頼は、下野足利に出陣した佐竹義重らと連携し、

「太田宿以下之根小屋悉擊碎」するなどの軍事行動を行ったことを報じているが、ここでも「東方之諸家」の筆頭として佐竹義重の名が挙げられており、この時期の佐竹氏が武田氏と連携しつつ「東方之衆」を牽引する存在として軍事行動を行っていたことを窺わせる。

こうして佐竹氏ら「東方之衆」は武田氏との連携によって北条氏に対抗する一方、天下統一を目指す織田信長とも交流を持っていた。この交流は天正一〇（一五八二）年三月に武田氏が滅亡すると一層活発化し、早くもその翌月には佐竹氏傘下の国人領主で常陸真壁城主の真壁氏幹が、織田氏吏僚の菅谷長頼・寺田善右衛門を介して信長に「栗毛の御馬」を進上している。また、信長は自身の関東支配の代行者として家臣の滝川一益を上野国へ派遣し、関東の諸領主への対応を任せていた。一益は三月末に上野に入ると、上野・北武蔵の諸領主や下野の宇都宮・皆川氏らに出仕を求めると、早速信長の関東支配の執行者として関東の領主たちに臨んでおり、佐竹氏も一益に使者を派遣して服従の意志を伝えていた形跡がある。さらに一益は、佐竹氏ら「東方之衆」と北条氏との和陸交渉を試み、五月には天正四（一五七六）年一一月に祇園城を没落して以来反北条方として戦っていた小山氏の祇園城復帰を成功させるなど、信長から任せられた関東支配を着実に進めていった。

しかし、六月二日の本能寺の変によって信長が横死すると、早くも一六日には北条氏政が上野倉賀野に出陣して一益に対峙し、一八日には神流川南岸の金窪・本庄原で北条・滝川両軍の激戦が繰り広げられた。この神流川の合戦で一益は北条方に敗北し、織田政権による関東支配は崩壊することとなる。

一益の没落後、それにかわって関東への影響力を強めたのは信長の同盟者の徳川家康であった。この頃の家康は、神流川の合戦の勝利に乗じて信濃・甲斐まで進出してきた北条氏と対峙しており、同じく北条氏と敵対する「東方之衆」と音信を通じていたのである。甲斐で北条・徳川両軍が対陣中の九月には、家康は下野の宇都宮国綱に対して北条氏政からの和睦を許容しないようにと書状を送り、甲斐に在陣していた皆川広照を伝達役としてその詳細を語らせている。この宇都宮国綱と同じく佐竹義重や結城晴朝も家康と音信を通じており、北条軍が甲斐に出陣する

と、彼らは家康の「後詰」として上野に出陣し、北条方の由良氏の金山城や長尾氏の館林城を攻撃するなどの軍事行動を行っている。

しかし、九月下旬に信長の次男・三男である北畠信雄・神戸信孝兄弟の勧告によって北条・徳川両氏の和睦が成立すると、「東方之衆」は新たな対応を迫られることになる。北条氏と同盟を結んだ家康は、武田氏打倒後の滝川一益を介した信長の関東支配による停戦状態を「惣無事」と表現し、そのような状況を再現するために北条氏と「東方之衆」の双方に和睦を促すが、佐竹氏ら「東方之衆」はそれまでの北条氏との経緯からこの提案を拒否し、再び北条氏と抗争を展開していくのである。

天正一一（一五八三）年一月には結城晴朝が小山領南部に侵攻し、翌天正一二（一五八四）年四月には宇都宮国綱と合流した佐竹義重が北条方である下野の祇園城や榎本城を攻撃している。このように反北条方が下野小山から西に戦線を広げようとする一方、北条氏は下野佐野から東への進出を図っており、やがて両者は小山と佐野の中間に位置する下野沼尻で激突することになる。この沼尻合戦は、佐竹・結城・宇都宮・皆川氏など「東方之衆」の多くの領主たちが反北条方として参陣しており、北条氏と「東方之衆」の抗争の最終局面の様相を呈する戦いであったと言える。両軍は一進一退の攻防を続けたまま長期戦に入り、岩舟山を攻め取るなど北条方が優位に立った七月半ばによく講和が成立して戦いは幕を閉じた。

この沼尻合戦の後も、北条氏と「東方之衆」との間では引き続き抗争が展開されることになるのだが、荒川善夫氏によると、天正一四（一五八六）年以降「東方」や「東表」などの用語は文書からほとんど見られなくなってしまうという。これについて荒川氏は、北条氏が天正一四年以降になると豊臣秀吉の関東来襲に備えて本格的な臨戦体制を固めるようになり、「東表」への侵攻が鈍ったためではないかと示唆しており、「東方」や「東表」にかわって豊臣方を意味する「西表」や「西口」という用語が天正一四年以降の北条氏の発給文書に増えてくることもそのことを示していると述べている。

そして天正一八（一五九〇）年、秀吉の侵攻によって北条氏は滅亡することとなる。「東方之衆」が北条氏の進出に対抗するために生み出され

たものであるならば、この小田原合戦によって「東方之衆」もまた消滅したと言える。

### 三、「東方之衆」の性格と構造

以上のように、これまで先行研究をもとにして「東方之衆」の成立から消滅までの流れを見てきた。ではこうした変遷を辿った「東方之衆」とはどのような集団だったのかという点について分析する。具体的な方法としては、先に取り上げた「洞（うつろ）」と「東方之衆」の比較によって両者の差異を明らかにし、「東方之衆」の性格や特質について検討する。もとより、家中や分国という内容にも置き換えられる「洞」に対して、「東方之衆」はどのような「洞」が集まった連合体であり、その規模などにおいても大きく異なるため、同一のレベルで考えることには問題があると思われる。しかし、どちらもその性格や特徴に戦国期の北関東の領主たちが置かれた状況を反映しており、その違いを明らかにすることは双方と深く関わる佐竹氏の事情を知ることにつながると思われる。

市村氏は「洞」の主な特徴としてその重層的な構造と族縁的性格、そして「屋形」や惣領を頂点とする個別的結合形態を挙げている。【史料一】で見たように「洞」はその内部に有力国衆などの自立的な領主を多数包摂していたことが確認できるが、このような国衆やさらにその下に存在する土豪・地侍なども「洞」を形成していた。それらの領主は個々に「洞」を形成しつつ、土豪・地侍の「洞」は有力国衆などの「洞」に、有力国衆の「洞」は大名の「洞」というように、上位の「洞」が下位の「洞」を包摂しながら最終的に大名の「洞」が全ての「洞」を統括する形で存在していたのである。しかし、下位の「洞」は史料上あまり見られないため、普段は大名の「洞」の内部に潜在的に存在していたと考えられる。このような潜在的な性格も「洞」の特質の一端を示すものであった。

次に「洞」の族縁的な性格について見ていく。「洞（うつろ）」という言葉はもともと「ある家中の家族や一族の者および家来」を意味する「うつろ」（屋敷に通じる「家（ウチラ）」から転じた）が、山と山との谷間などの自然封鎖的な地域で生まれた族縁的性格を濃厚に有する小集落の「ホ

ラ」(「ヤシキ」とも呼ばれる)を接点として、「洞(ほら)」と一体化・同義化したものである。そのため本来の「洞(うつろ)」はきわめて在地的な性格を有するものであったと市村氏は示唆している。

このような「洞」が史料上では分国に通じる内容で使用されているのは、「洞」という言葉を使用していた東国の旧族領主たちの内部事情に關係している。先述したように、佐竹氏の下には自立的な領主が多数存在していたが、これらの領主は南北朝・室町期に分出した佐竹氏の一族や、古くから佐竹氏と血縁・擬制的血縁關係を結んできた在地領主などがほとんどであり、戦国初期以降さらに何重にも婚姻關係を形成してその結合を強化していた。その結果、領域的なまとまりを持った擬制的な族縁的地縁集団が形成されるに至ったのだが、この擬制的な族縁的集団が佐竹氏の「洞」であり、それは分国という言葉に置き換えられるほどの規模を有していたのである。もちろん、そのような血縁關係を持たない領主も佐竹氏の下には多数存在していた。例えば前述の江戸氏に対しては【史料一】の起請文と同時に「一家同位」の待遇を与えるという内容の起請文を發給するなど、觀念上の族縁者とすることで佐竹氏の「洞」の一員に取り込んでいったのである。その結果、「洞」の本来の意味や性格は著しく擬制化・抽象化され、分国という言葉に置き換えられる内容を帯びるようになったと考えられる。

よって、同じ東国でも北条・武田・今川氏など、古くからの同族団を擁することのない新興勢力や、旧族でも在地における旧来の諸關係の解体を指向する勢力には「洞」は見られなかった。「洞」は古くからの同族団を有する旧族領主が族縁をもとにして形成したものであり、この族縁の性格が「洞」の大きな特徴の一つといえよう。

最後に、「洞」の結合形態の特質を見ていく。前述のように「洞」は佐竹氏らの旧族領主が族縁をもとにして自立的な領主たちを取り込んだものであるが、それら自立的な領主と佐竹氏当主の關係を示すものとして市村氏は次の史料を挙げている。

【史料一〇】

起請文

一 不新儀ニ候へ共、於向後無二忠信逼塞之上者、其方父子へ不可

有別心事、

一 佞人之取成も候者、可及糺明候、又可承事、

若此儀偽候者、〔中略〕、仍如件、

天正十四年七月八日

義重(花押)  
義宣(花押)

大山因幡守殿

同 孫次郎殿

【史料一〇】は佐竹氏宗家の義重・義宣父子と有力一族の大山氏が取り交わした起請文の内容である。この中で、大山氏は「忠信」＝軍役などを果たす限り、佐竹氏から「不可有別心」とされていることから、兩者の基本的な關係は佐竹氏が優位の同盟關係であったと考えられる。このような起請文は天正一八年の小田原參陣まで發給され続けており、佐竹氏は大山氏らの領主権を容認しつつ、目下の同盟者と位置づけることよって彼らの支配領域を自らの間接的な支配地と認識していたのである。

このことを踏まえた上で、市村氏は「洞」と一揆との關係にも言及している。

【史料一一】

起請文

右意趣者、屋形へ至無御別条者、於自分も無二可申合候、付、佞人

も候者、互ニ相尋可申事、

若於違犯者、〔中略〕、仍如

小場

天正四年三月廿五日

義宗(花押)

大山殿

御宿所

【史料一二】

起請

右意趣者、於向後孫次郎方父子へ、猶以懇切ニ可申合候、付、佞人

も候者、可及糺明事、此儀於違犯者、〔中略〕、仍如件、

天正四年三月十三日

義重(花押)

大山因幡守殿  
同 孫次郎殿

【史料一二】【史料一二】は、有力一族で所領を接する小場・大山両氏間の紛争に際し、佐竹義重が調停し、和睦させたときの史料である。【史料一】では小場・大山両氏が全く対等の関係で盟約しており、【史料一二】では佐竹・大山氏が佐竹氏優位の関係で盟約を結んでいるが、【史料一】の盟約は「屋形へ至無御別条」限りにおいてという、佐竹氏への従属的同盟関係が前提となっている。このように、「洞」結合の実態は一揆結合のような構成員相互間の横断的結合ではなく、「屋形」や惣領を頂点として個々の構成員との間に結ばれた個別的結合（個々の従属的同盟関係）の集積であった。もちろん「洞」に一揆の要素が全く見られなかったわけではなく、一面では「仲間」「一味」「同胞」などの意識に基づいた相互扶助の性格を有するなど、一揆と共通する要素も含んでいた。しかし、「洞」は基本的には「屋形」や惣領が常に頂点に存在していた集団であり、前述のように血縁などの「縁」が個々の領主を結集させるための重要な要素であったことから、一揆結合とはかなり様相を異にする特質を有していた。また、市村氏は「屋形」・惣領が「洞」全体に対する軍事指揮権を基本として、その構成員に対する成敗権や「洞」内の最終的意思決定権を有していたことも指摘しており、「屋形」・惣領が個々の構成員の相対的自立性・自律性を容認しつつ、彼らに対する諸権限を掌握した存在であったと述べている。

【史料一三】

起請文之事

敬白

向後互浮沈吉凶共、無表裏、無二可申合事、付佞人申成も候者、  
互可申承事、若此儀偽候者、〔中略〕、仍如件、

元龜三年季六月廿一日 義重(花押)

那須殿

【史料一三】は元龜三年に佐竹義重が「東方之衆」の一員である下野の

那須氏との間で取り交わした起請文の内容である。この起請文の内容からは、佐竹氏と那須氏の関係が【史料一〇】のような佐竹氏優位のものではなく、対等な同盟関係であったことが窺える。同趣旨の起請文は天正一〇年にも発給されており、佐竹氏と那須氏の関係は「東方之衆」が解体されるまで基本的には変わらなかつたものと考えられる。

【史料一四】

其以往依無題目絶音問覚外之至候処、態以脚力御懇承候、欣悦不少候、抑奥郡之事以御媒介被属惣和、二本松出城依之政宗被遂帰馬、御干心候、仍塩谷之事預異見候、誠不一代申談首尾、祝着無極候、然者去年秋中義重・晴朝以取成、国綱之令通用、彼境目之事も相静候処、旧冬南勢出張之刻、塩谷弥六・壬生上総介ニ申合、兩陣之令内通、当方打果擬明白、無抛之上去春令再乱、如承意南方大敵と云、結城中油為(断カ)と云味方中有一統防戦之念願之間、及三四ヶ年、喜連川無事依雖令懇望聊極々無其取刷、事切ニ被取成、至于只今如此、全資晴刷不可有不觉候、将亦義重廿三鹿沼出陣、定昨今聞可為動候、又南方も廿一日小田原被打出候由申来候、此上珍敷儀候者、  
是是可申送候、恐々謹言、

七月廿八日

白河南え

資晴(花押影)

【史料一四】は那須資晴が南奥羽の白河結城義親に送つた書状である。この書状の中で資晴は、佐竹義重と結城晴朝の仲介によって宇都宮国綱と和睦したことを伝えているが、ここで注目できるのは両氏の和睦に際して佐竹氏だけでなく結城氏も調停に加わっている点である。このことは那須・宇都宮両氏間の紛争が佐竹氏単独で解決できるものではなく、結城氏との協力によって和睦を成し遂げることができたと考えられる。

以上のように【史料一三】【史料一四】の事例から、「東方之衆」の領主たちは基本的に対等な関係であり、「洞」のように佐竹氏や他の領主が頂点にあつて他氏を統制下に置くようなものではなかつたことが推測できる。このような性格は個々の領主を「平等」とする理念に基づく一揆結合と共通する要素であり、「東方之衆」の在り方はいわゆる「一揆結合」

に近いものであったと思われる。<sup>(20)</sup>

一方で越相同盟の成立以降の「東方之衆」における佐竹氏の地位の上は、一揆結合の「平等」の理念に反するように思えるが、これについては佐竹氏が越相同盟以降に一揆の代表者としての立場に立ちつつあったのではないかと考えられる。勝保鎮夫氏は中国地方の毛利氏を例に挙げて在地領主の一揆の中から代表者という形で戦国大名が生まれてきたことを指摘しているが、越相同盟以降の佐竹氏はこのような一揆の中から生まれた代表者として頭角を現し始めた存在であったと思われる。

ところで、市村氏は「洞」を形成していた佐竹氏ら中小の「戦国大名」と北条氏らのいわゆる「典型的戦国大名」との権力構造の在り方や権力的性格の質的相違を踏まえて、前者を「地域領主」、後者を「地域的統一権力」と規定しているが、黒田基樹氏は前者に対して「戦国大名」概念を適用することに疑問を呈している。黒田氏は、市村氏によって説明された結城氏権力の在り方が、他の地域に存在する国衆のそれと同質と捉えられるものであったことを踏まえたうえで、結城氏らと他の国衆との違いは前者が室町期以来の「大名」層であったという身分的差異にすぎないものであり、戦国期の関東において「戦国大名」概念を適用し得るのは北条氏・里見氏・両上杉氏と天正期（一五七三～一五九二年）以降の佐竹氏のみであると論じている。<sup>(21)</sup> このことを踏まえると、「東方之衆」とは「大名」層の身分にあった国衆による一揆であり、その中から代表者として頭角を現してきた佐竹氏が、天正期以降「東方之衆」を牽引する「戦国大名」に変化を遂げていったと捉えることもできよう。

もちろん、前述したように佐竹氏は他の戦国大名がその統制下にある国衆に対したように「東方之衆」に対して諸権限を發動し得たわけではなく、また【史料一四】で那須氏と宇都宮氏が「境目」を巡って争っているように、「東方之衆」は常に一つの集団としてのまとまりを持っていたわけではなかった。しかし、小川台（小河の原）合戦や沼尻合戦などの危機が迫った際には「北条氏への対抗」という共通の目的のもとに結集し、その中で佐竹氏はこれを主導する存在に成り得たと考えられる。

おわりに

関東の「戦国大名」概念を考察する上で、「東方之衆」の領主たちをどう位置付けるかは重要な課題となっている。市村高男氏はこれらの領主を「地域領主」、北条・武田氏などのいわゆる「典型的戦国大名」を「地域的統一権力」と規定し、関東における戦国大名を二種類に大別している。<sup>(22)</sup> 一方、黒田基樹氏は戦国大名と国衆の関係から「戦国大名」概念を考察し、関東における戦国大名を北条氏・里見氏・両上杉氏と天正期以降の佐竹氏のみ限定し、それ以外の領主を国衆と規定している。<sup>(23)</sup>

本稿ではこのような先行研究を踏まえたうえで、「東方之衆」を大名層領主による一揆結合であると規定し、その中で佐竹氏が一揆の代表者から戦国大名に変化を遂げていったとした。

しかし「東方之衆」の他の領主たちの位置付けについては十分な考察を行うことができなかった。関東の「戦国大名」概念を明確にする上で「東方之衆」の性格と構造を具体的に明らかにすることは重要な要素である。それ故、今後は佐竹氏以外の領主の位置付けから「東方之衆」の性格と構造を明らかにしていきたい。

注

- (1) 市村高男「戦国期東国における在地領主の存在形態」(『戦国期東国の都市と権力』思文閣出版、一九九四年)。
- (2) 今泉徹「佐竹北家の所領支配」(『戦国史研究』三七、一九九五年)、佐々木倫朗「戦国期権力佐竹氏の南奥支配の構造」(『年報日本史叢』一九九五、一九九五年)、同「佐竹東義久の発給文書とその花押」(『日本史学集録』一八、一九九五年)。
- (3) 荒川善夫「戦国期東国政治史考察の一視点」(『千葉史学』二二、一九九二年)。
- (4) 佐々木倫朗「佐竹氏の小田進出と越相同盟」(『戦国史研究』四二、二〇〇一年)、同「戦国期権力佐竹氏における三家の政治的位置」(『茨城史研究』八八、二〇〇四年)。

(5) 前掲(註1)七七頁、佐竹義舜起請文写(秋田藩家藏文書一〇『茨城県史料 中世編IV』二八一頁)。

(6) 市村高男『東国の戦国合戦』(吉川弘文館、二〇〇九年)一二七―二二八頁。

(7) 【史料二】上杉輝虎書状写(富岡家文書『群馬県史史料編7 中世3 編年史料2』七六〇頁、【史料三】上杉輝虎書状写(富岡家文書『群馬県史史料編7 中世3 編年史料2』七六〇頁、【史料四】上杉輝虎書状写(謙信公御代御書集十四『新編埼玉県史資料編6 中世2 古文書2』二五三頁)。

(8) 前掲(註4)「佐竹氏の小田進出と越相同盟」三頁、由良成繁判物(長林寺文書『茨城県史料 中世編VI』二五二頁)。

(9) 上杉輝虎書状写(歴代古案『茨城県史料 中世編V』四四一頁)。

(10) 前掲(註3)六八頁。

(11) 上杉謙信輝虎書状(妙満寺文書『新潟県史資料編5 中世三』八八四頁)。

(12) 遠山政景書状(白河文書『栃木県史史料編・中世三』四四頁)。

(13) 武田勝頼書状(歴代古案『茨城県史料 中世編V』四二九頁)。

(14) 前掲(註3)六九頁。

(15) 前掲(註1)。

(16) 前掲(註1)八八頁、佐竹義重・同義宣起請文写(秋田藩家藏文書7『茨城県史料 中世編IV』二三二頁)。

(17) 前掲(註1)九〇―九三頁、【史料一】小場義成起請文写(秋田藩家藏文書7『茨城県史料 中世編IV』二二六頁、【史料二】佐竹義重起請文写(秋田藩家藏文書7『茨城県史料 中世編IV』二三二頁)。

(18) 佐竹義重起請文写(金剛寿院文書『栃木県史史料編・中世一』二七八頁)。

(19) 那須資晴書状写(新編会津風土記『栃木県史史料編・中世四』二七七頁)。

(20) 一揆については、勝俣鎮夫『一揆』(岩波書店、一九八二年)を参照。

(21) 前掲(註1)一〇〇頁。

(22) 黒田基樹『戦国大名と外様国衆』(文献出版、一九九七年)五一―

五二〇頁。

(23) 前掲(註21)。

(24) 前掲(註22)。

(本学文学研究科史学専攻博士課程前期課程)